

南部町・南部川村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南部町・南部川村合併協議会規約第15条の規定に基づき、南部町・南部川村合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、南部町と南部川村の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに南部町と南部川村の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(補正予算)

第3条 会長は、協議会に係る予算において補正の必要が生じた場合は、これを調製し協議会に報告するものとする。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。

(予算の流用及び予備費の充当)

第7条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、会長の属する町村の例により行うものとする。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する町村の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次の文書を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な文書

(決算等)

第 9 条 会長は、毎会計年度終了後協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 14 年 1 月 12 日から施行する。

2 平成 14 年度については、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは「第 1 回の」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行日以降第 1 回協議会の開催日前までの間において、収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款及び項の区分

| 款 | 項 |
|--------|--------|
| 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 県支出金 | 1 県補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 |

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款及び項の区分

| 款 | 項 |
|-------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 |
| | 2 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 |